

廃棄物処理業者に対する行政処分を行いました

川崎市は、令和 8 年 9 月 3 0 日付けで廃棄物処理業者 1 社に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づき、廃棄物処理業に関する許可取消の行政処分を行いましたので報告します。

今般の行政処分は、当該廃棄物処理業者において、法で規定する許可の欠格要件に該当する「懲役刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者」が、同社の役員となったことが令和 8 年 9 月 8 日（火）に欠格事由に関する調査により判明したことから行ったものです。

これより、一般廃棄物収集運搬業、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業について許可取消処分を行いました。

- | | |
|--------------|--|
| 1 名 称 | 株式会社ナミキ
代表取締役 <small>たけざわ いさお</small> 竹澤 功 |
| 2 住 所 | 川崎市川崎区小田三丁目 7 番 2 6 号 |
| 3 取り消した許可の種類 | 一般廃棄物収集運搬業
産業廃棄物収集運搬業（積替え保管含む）
産業廃棄物処分業
特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替え保管含む） |
| 4 処 分 日 | 令和 8 年 9 月 3 0 日（水） |

【問合せ先】

川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課 市川
電話：0 4 4－2 0 0－2 5 9 2
（内線 3 1 3 0 1）